

男女がともにいきいきと働ける職場づくりで

企業が元気! みんなも元気!



男女共同参画社会は、一人ひとりがお互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会のことです。職場でも、性別に関係なく生き生きと働くことができる環境をつくるのが、企業の活力や成長につながります。

育児・介護休業法改正 ～仕事と育児・介護 両立がしやすくなります～

2024年5月に育児・介護休業法が改正され、今年4月と10月に施行されます。4月に施行される主な改正事項は次のとおりです。

育児関係

1. 子の看護休暇の見直し

- 対象が「小学3年生」までに拡大。
- 取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖」、「入園(入学)式、卒園式」が追加。
- 名称を「子の看護等休暇」に変更。



2. 残業免除の対象拡大

残業免除(所定外労働の制限)の対象が、「小学校就学前」までに拡大。

3. 公表義務の適用拡大

育児休業取得状況(男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」)の公表義務の対象となる企業が、従業員数1,000人超から300人超に拡大。

介護関係

1. 雇用環境の整備の義務付け

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、雇用環境の整備を事業主に義務付け。

雇用環境の整備とは、

- ①研修の実施、②相談窓口設置、③事例の収集・提供、④利用促進に関する方針の周知の措置のうちいずれか。



2. 個別の周知・意向確認

介護離職防止のため、介護に直面した労働者への個別の周知・意向確認や介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供を、事業主に義務付け。

詳細は、厚生労働省の
ホームページをご覧ください▶



岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録しましょう

岐阜県では、従業員の「仕事と家庭の両立支援」に取り組む県内の企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。登録企業やその従業員にメリットがあり、企業のイメージアップにもつながります。



詳細は、岐阜県のホームページをご覧ください▲

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」 の問合せ先

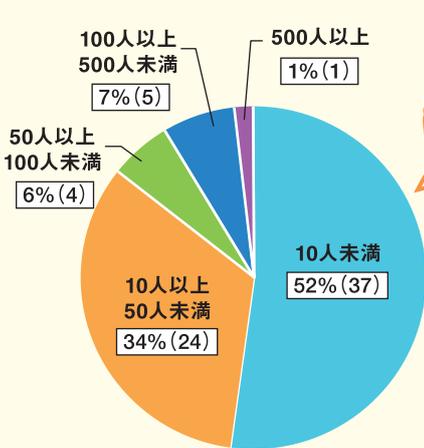
岐阜県 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 企画係
TEL : 058-272-8237(直通) FAX : 058-278-2611

企業向けアンケートを実施しました



令和6年11月～令和7年1月に実施した企業向けアンケートについて、結果を抜粋してお知らせします。
ご協力いただいた皆様、どうもありがとうございました。(対象:市内事業所 回答数:71件)

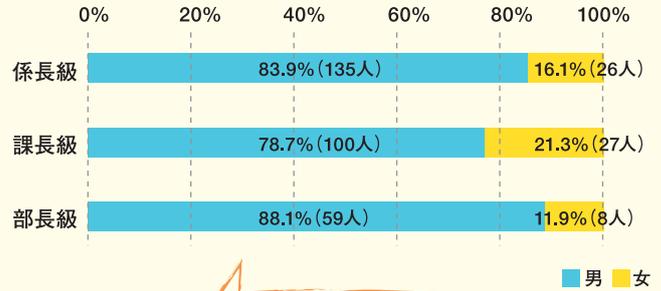
回答いただいた事業所の従業員数



アンケートに
答えていただいた
事業所の86%が
従業員数
50人未満です。



役職者の状況(男女比)



全国の民間企業の女性役職者の割合(R5)は、
係長級が23.5%、課長級が13.2%、部長級が8.3%です。
比較してみてください。【参考】令和6年版男女共同参画白書

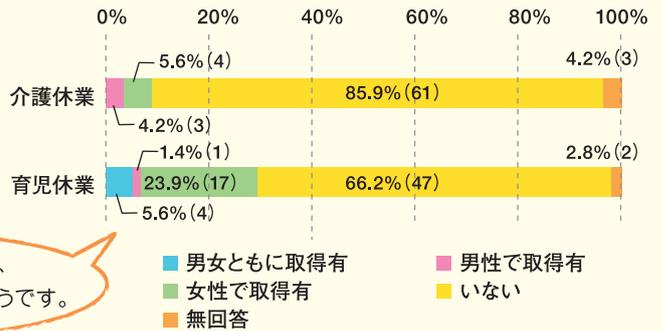
育児・介護休業制度定着のための取組状況

	男	女
対象者	17人	16人
うち取得者	2人	16人
取得率	11.8%	100%

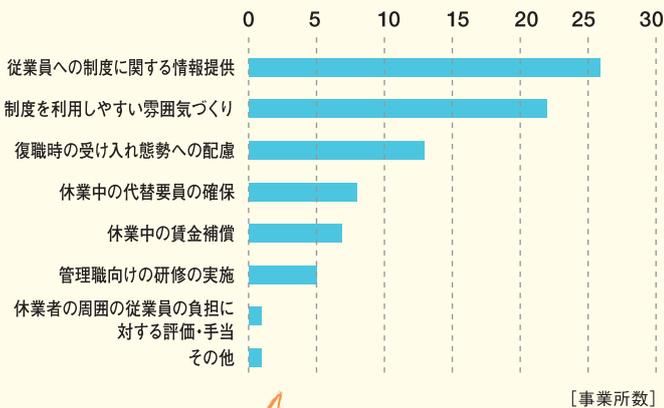
女性は全員が取得して
いますが、男性は1割ほどの
取得にとどまっています。

介護休業の取得は、
まだまだ実績がないようです。

これまでに育児休業・介護休業の取得者がいるか

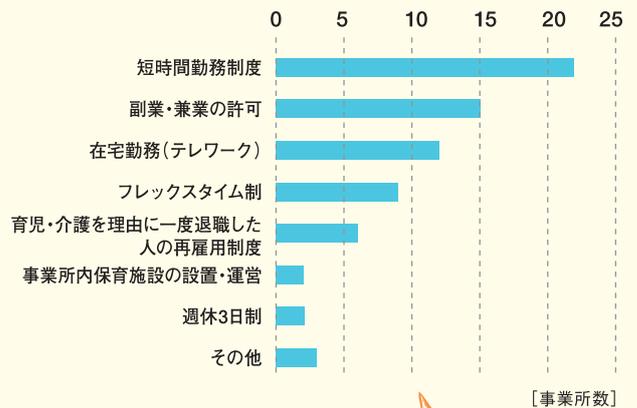


育児・介護休業制度定着のための取組状況



情報提供や雰囲気づくりは、
取り組んでいる事業所が多いです。

柔軟な働き方に資する制度の導入状況



フレックスタイム制や週休3日制を
導入する事業所も出てきています。

全調査結果は、多治見市のホームページをご覧ください。▶

